

| 建築物毎の任意判定手数料 | | |
|--|------------------------------|----------------------------|
| (消費税及び地方消費税の合計8%込み) | | |
| 建築物(※1)毎の 延べ面積(※2) | 構造計算が大臣認定プログラム によって行われたもの | 構造計算が左記以外の方法に よって行われたもの |
| 200 m ² 以下 | 95,796 円 | 126,468 円 |
| 200 m ² 超え 500 m ² 以下 | 108,108 円 | 151,200 円 |
| 500 m ² 超え 1,000 m ² 以下 | 120,528 円 | 175,824 円 |
| 1,000 m ² 超え 2,000 m ² 以下 | 132,840 円 | 200,556 円 |
| 2,000 m ² 超え 10,000 m ² 以下 | 150,768 円 | 239,652 円 |
| 10,000 m ² 超え 50,000 m ² 以下 | 190,080 円 | 318,276 円 |
| 50,000 m ² 超え | 321,408 円 | 584,604 円 |

※1 2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、それぞれ別の建築物とみなす。

※2 「延べ面積」とは、構造計算適合性判定(任意)に係る建築物の床面積の合計とする。
ただし、構造計算適合性判定(任意)を受けた建築物について、計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合については、床面積の合計の2分の1の面積(床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた面積)とする。